

健康保険

●収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。

国民健康保険 高齢受給者証を更新

区1ページ)

国民健康保険料特別徴収 通知書を送付

国民健康保険料の10月以降の徴収方法などについて、特別徴収(年金からの支払い)に関する変更がある方に、「国民健康保険料特別徴収(開始・中止・変更)通知書」を7月中旬に送付します。同通知書には特別徴収の該当・非該当の判定などを記載しています。なお、既にお知らせしている年間の保険料に変更はありません。

●国民健康保険料の10月以降の徴収方法などについて、特別徴収(年金からの支払い)に関する変更がある方に、「国民健康保険料特別徴収(開始・中止・変更)通知書」を7月中旬に送付します。同通知書には特別徴収の該当・非該当の判定などを記載しています。なお、既にお知らせしている年間の保険料に変更はありません。

●国民健康保険料の10月以降の徴収方法などについて、特別徴収(年金からの支払い)に関する変更がある方に、「国民健康保険料特別徴収(開始・中止・変更)通知書」を7月中旬に送付します。同通知書には特別徴収の該当・非該当の判定などを記載しています。なお、既にお知らせしている年間の保険料に変更はありません。

後期高齢者医療 被保険者証を更新

7月中旬に、新しい後期高齢者医療被保険者証(桃色)を送付します。

届いたときから使用できます。現在の被保険者証(薄緑色)は8月1日からは使用できません。破棄するか区役所保険年金課へ返却してください。

また、保険医療機関などでの自己負担割合は、所得状況により1割から3割となります。

●自己負担割合が1割から3割に変更になった方が、1割負担の被保険者証で診療を受けた場合、その差額について、返還通知を送付します。

詳しくは大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031 FAX06・4790・2030へ。

●後期高齢者医療保険料額 決定通知書を送付

7月下旬に、今年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。これ

コロナによる傷病手当金

国民健康保険が後期高齢者医療制度に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われることにより会社を休んだため、給与を受けられなかった場合に傷病手当金を支給します。

●国民健康保険の被保険者の方は、勤務先が加入している健康保険へお問い合わせください。
●国民健康保険に加入の方は国民健康保険課 ☎228・7522 FAX228・1452、後期高齢者医療制度に加入の方は医療年金課 ☎228・7375 FAX228・1452(か大阪府後期高齢者医療広域連合) ☎06・4790・2031へ

コロナで収入減の場合も一部負担金減免制度の相談を

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入が著しく減少し医療機関などの窓口で一部負担金の支払いが困難となった時にも、審査の結果、一定の期間免除などを受けられる場合があります。

は、前年の所得状況により確定した年間保険料をお知らせするものです。

今年度、所得の低い方に對する均等割額軽減措置が変更され、従来の判定基準にて軽減割合が7・7割であったものが、7割に見直されます。

●後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に、職場の健康保険の被扶養者だった方は、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

●国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みができません。口座名義人本人が区役所保険年金課窓口で申し込んでください。本人確認書類も必要です。

●金融機関や口座種別、カードの種類により一部利用できません。

●国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続きを

現在交付している国民健康保険と後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」などの有効期限は7月31日です。

で、入院や外来で引き続き同認定証などを使用する場合は、7月7日～8月31日に被保険者証を持参のうえ、区役所保険年金課へ申請してください。

ただし、69歳以下の方は保険料の納付状況により同認定証の交付ができない場合があります。

●後期高齢者医療制度 現役並み所得者I・II

●市税非課税世帯の方で、引き続き同一区分で同認定証の対象となる方に、新しい認定証を7月下旬に送付します。なお、これまでに交付を受けていない方が負担区分の変更があった方は、7月7日から区

保険料納付 困難な場合 免除申請を

国民年金

ジェネリック医薬品をご存じですか

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(最初に開

役所保険年金課へ申請してください。

●来庁が難しい場合は同課へお問い合わせください。
●市民税の課税標準額が145万円以上690万円未満の方
●区役所保険年金課 ☎06区1ページ)

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(最初に開

発された薬)の特許期間が切れた後に販売される医薬品です。

先発医薬品と同じ有効性・安全性があることを国が確認しており、安価なため個人の負担が軽くなり医療費の節減にもつながります。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、医師や薬剤師に相談してください。

●国民健康保険課 ☎228・7522 FAX228・1452
●国民年金 申請は、郵送でも可能です。詳しくは区役所保険年金課 ☎06区1ページ)か堺東年金事務所 ☎228・5101へ。

●外国人も国民年金に加入を

●外国人も国民年金に加入を

固定資産税・都市計画税 第2期分 納期限は8月2日

納期限までに、金融機関か郵便局、コンビニなどで納めてください。ペイジーに対応した金融機関のATM(現金自動受払機)やモバイル決済(LINE Pay、PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayPay)などでも納められます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高を確認してください。

●納税課 ☎06区1ページ)か税務運営課(収納係) ☎228-3957 FAX228-7618

今月の納税

申請には年金手帳かマイナンバー(通知)カード、本人確認書類の他、離職した方は離職票か雇用保険受給資格者証、学生は学生証か在学証明書が必要です。

●日本年金機構(ねんきんダイヤル) ☎0570・051165(か区役所保険年金課 ☎06区1ページ)、堺東年金事務所 ☎228・5101